

今年の夏は6月から 40℃越えの地域が出たことなどから、猛暑が話題となっています。皆さま、お元気でご活躍のことと思います。この暑さはウェザーニュースでも、9月後半位まで続くようだと予想されているようです。これまで以上に熱中症対策が必要ですね。【EAFF E-1 サッカー選手権】が7月19(火)~27日(水)にかけて日本で開催されます。この大会は、東アジアサッカー連盟が主催する、ナショナルチームによるサッカーの国際大会です。2003年に第1回大会を日本で開催し、以後2年ごとに日本、韓国、中国持ち回りで開催されています。2022年決勝大会は、中国で開催予定でしたが、中国政府の新型コロナウイルスに対する防疫対策を理由に、中国での開催を断念し、日本での開催となりました。今大会はFAFF加盟協会のチームの中で2022年3月31日時点の男女のFIFAランキングの上位チームに対して決勝大会への出場権が与えられます。●男子(日本、中国、韓国、香港) 7/19 香港、7/24 中国、7/27 韓国 ●女子(日本、中国、韓国、チャイニーズ・タイペイ) 7/19 韓国、7/23 チャイニーズ・タイペイ、7/26 中国。男子日本代表の森保監督は、「W杯に向けての戦力として可能性のある選手を選んでいきたい」と、招集方針を明かしたようです。まずは、目の前にある大会を制して、男女ともに、優勝してもらいたいです。がんばれ、日本! 中村

## 令和6年4月より相続登記が義務化されます

所有者不明の土地問題の解決のため、相続登記の義務化が令和6年4月1日より施行されます。平成28年の調査では所有者不明の土地が全体の約2割もありました。所有者不明の土地は管理がされず、公共事業・民間土地活用も困難になり、固定資産税の未納など多くの問題を抱えていました。主な原因が相続未登記であるためであり、高齢化の進展により時間が経過すればするほどさらに深刻化していきます。こういった経緯もあり、所有者不明の土地問題解決の一つとして、大きな不利益がない限り任意とされていた相続登記が義務化されることとなりました。相続により所有権を取得したものは、自己のために相続開始があったことを知り、所有権を取得したことを知った日から3年以内の登記義務が発生します。正当な理由なしに怠ると10万円以下の過料の対象となります。

### 注意点

令和6年4月1日施行前に、相続による不動産所有権移転登記も対象になっています。例えば平成30年6月に相続が発生し、所有権を取得したことを知りつつ、登記が現在も未登記の場合には、施行日の令和6年4月1日より3年以内に登記申請しないと、正当な理由がない場合には過料の対象となってしまいます。

この他、相続の原因に関わらず、所有権の登記名義人に対し、氏名・住所等の変更日から2年以内に正当な理由なく申請を怠った場合には、5万円以下の過料に処されることとなります。こちらは公布後5年以内の令和8年までに施行が予定されています。

詳細資料 <https://www.moj.go.jp/content/001360808.pdf> (佐久間)



### 知っちょい得

改正前は、大工、歌手、芸人等の報酬、飲食代金、動産賃料等の1年の短期消滅時効、小売商人の売買代金、塾等の授業料、弁護士の報酬債権等の2年の短期消滅時効、医師等の報酬、工事の設計、施工、監理に関する報酬等の3年の短期消滅時効が細かく定められていましたが、改正により廃止され、それらの債権もこれまでの説明と同じく債権者が権利を行使することができることを知った時から5年又は権利を行使することができる時から10年で消滅時効が成立することになりました。このように細かく決められていた短期消滅時効が廃止となり、それらに一般の債権と同じ原則が適用されるようになったため債権の管理がより行い易くなったと言えます(続く)。

弁護士渋谷和洋

東京都千代田区六番町3番地1協和ビル6階  
電話: 03-6272-5570

### 建設業Q&A

Q. 監理技術者補佐とは一体何者なのでしょう?

A. 1人の監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合、特例監理技術者として配置しますが、この監理技術者の職務を補佐する者として監理技術者補佐を当該工事現場ごとに専任で置かなければならないこととされています。監理技術者補佐となるためには、主任技術者の資格を有する者のうち一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であることが必要です。なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られます。(藤田)

### ドローン

#### (無人航空機)

#### の登録義務化

2022年6月20日以降は登録されていない100g以上の無人航空機を飛行させることはできません。また、100g以上の機体が飛行の許可承認制度など航空法の規制対象になります。登録せずに飛行した場合は、航空法に基づき、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科されます。

詳細は「無人航空機登録ポータルサイト」を参照ください。(藤田)

